

和歌山基地廃棄物搬入要領

令和 3 年 4 月 改定
大阪湾広域臨海環境整備センター

1 受入場所

大阪湾広域臨海環境整備センター 和歌山事業所

2 所在地

和歌山県和歌山市湊2675-26 日本製鉄株式会社 関西製鉄所和歌山地区(和歌山) 構内

3 電話番号及びFAX番号

TEL 073-455-8103

FAX 073-455-8104

4 営業日及び受入時間

営業日	○ 月曜日～金曜日 ※土、日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月4日） 及びセンターの指定する日は、搬入できません。
受入時間	○ 午前9時00分～午後4時30分

5 受入対象者

受入対象者は、次の区域内で廃棄物等（管理型産業廃棄物、安定型産業廃棄物、管理を要する陸上残土）を自ら排出する事業者とします。ただし、陸上残土Aは泉大津基地で受け入れしています。

府県名	市 町 村 名
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、 岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、 日高川町

6 廃棄物の搬入

廃棄物の搬入に当たっては、「受入の手引」に従うほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 搬入車両
 - ・ 搬入に際して、センターが指定したステッカー（小）を車体の★前面に、ステッカー（大）を★進行方向左側面に常時付けること。
 - ・ ダンピングできる車両（観音開き・片開きは不可）で搬入すること。
 - ・ ダンプアップ時の地上最高高さは、6.8m未満とすること。
 - ・ 搬入車両の大きさは、計量ブースに設置されたトラックスケール（縦8.0m、横3.0m）で計量可能なものであること。
 - ・ 投入ステージから廃棄物の直接投入が可能である搬入車両であること。
 - ・ 搬入車両の車高が3.8m未満であること。
（紀の川河口大橋の高架下高さ制限3.8m）
 - ・ 搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗浄を行うこと。
 - ・ 排ガス規制の遵守、可能な限り低公害車の導入に努めること。
 - ・ 産業廃棄物の運搬委託を受け搬入を行う車両は、所轄庁に登録されているものであること。
- ② 積み込み
 - ・ 積載制限量を守ること。
 - ・ 契約した廃棄物であること。
 - ・ 廃棄物の混載をしないこと。
 - ・ がれき類等の廃棄物は、最大径概ね30センチ（廃プラスチック類は15センチ）以下であること。
 - ・ 積載物の落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等で覆うこと。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
 - ・ 飛散する廃棄物は、投入時の飛散防止のため適当な湿度を持たせること。
 - ・ 廃棄物の温度が高い場合は、十分に養生し、温度を下げること。
- ③ 運行
 - ・ 「指定した運搬経路」を通ること。
 - ・ 廃棄物処理法、交通法規及びその他の法令を遵守すること。
 - ・ 沿道住民の要望により、基地には早朝及び混雑時は避けること。
 - ・ センターへの搬入に際し、日本製鉄㈱関西製鉄所和歌山地区の構内を通行することになるので、別途、日本製鉄㈱関西製鉄所和歌山地区が定める諸手続を行うこと。
 - ・ フェニックス門（仮称）は、午前8時30分（開門）から午後4時（閉門）の間に通行すること。
 - ・ 紀の川河口大橋高架下を通行する際は、必ず、徐行運行すること。
- ④ 受付
 - ・ 職員の誘導、指示に従うこと。
 - ・ 受付ゲートの前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。また、コボレーン車にあっては、ゲート前でカバー部が完全に開き終わったことを確認してから進行すること。
 - ・ 「搬入車証」を提示すること。
 - ・ 産業廃棄物の搬入には、マニフェストを持参すること。マニフェストを持参されない場合は搬入できません。
- ⑤ 検査・投入
 - ・ 目視検査及び必要に応じて展開・分析検査を受けること。
 - ・ 職員の指示に従い、「車止め（高さ30センチ）」に注意し、搬入車自ら投入すること。
- ⑥ その他
 - ・ 基地の受入体制の都合により、受入れを制限する場合があります。
 - ・ 計器類及びコンピューターの誤作動防止のため、構内で無線を使用しないこと。基地への入場の際は、電源を切っておくこと。

***以上のことが守れないときは、搬入廃棄物を持ち帰っていただくなど、搬入を認めません。**

***また、埋立処分委託契約を解除することがあります。**

- 7 指定した運搬経路
 廃棄物の運搬経路は、次のとおりとします。

経路番号	経路	対象区域
①	和歌山市街→紀の川大橋→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門(仮称)→ 基地	
②	都市計画道路北島湊線→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門(仮称)→ 基地	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、 御坊市、紀の川市、岩出市、紀美野町、 かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、 広川町、有田川町、美浜町、日高町、 由良町、印南町、日高川町
③	県道752号→ 臨港道路紀の川右岸線→ 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区 フェニックス門(仮称)→ 基地	

注意事項

- 排出場所からは、速やかに指定ルートに入ること。
- 県道148号及び紀の川河口大橋から臨港道路紀の川右岸線に乗り入れることはできません。
同様に臨港道路紀の川右岸線から県道148号及び紀の川河口大橋に乗り入れることはできません。
- 日本製鉄(株)関西製鉄所和歌山地区構内の通行については、同社の定めに従うこと。
- 台風等により基地所在地に気象警報が発表されたときは、廃棄物の搬入を停止することがあります。
 気象警報：暴風警報、波浪警報、高潮警報
 なお、次の場合は、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。
 ・暴風警報又は高潮警報が発表されたとき。
 ・津波警報が発表されたとき。
 また、搬入の再開に当たり基地設備の被害の発生、基地の冠水など受入に支障が生じる場合は、搬入を停止することがありますので、事前にお問い合わせください。
- 天候等により港湾管理者が臨港道路紀の川右岸線の通行を止めた場合は、廃棄物の搬入を停止することがあります。
- 防波堤を超える波により基地周辺道路の通行が危険な場合は、搬入を停止することがあります。

- 8 指定したステッカー
 基地に廃棄物等を運搬するときは、次のステッカーを搬入車両に付けてください。



和歌山基地搬入ルート図



指定搬入道路

通行禁止路線